## 【直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準業務手順書(医師主導治験)】

(第3.1版 平成26年3月31日改訂)→(第4版 平成27年4月1日改訂)

文書	旧	新
(モニタリング担当者の		
確認)		
第2条第2項	前記の事項に変更が生じた場合、推進室は、モニターに対し、変更	前記の事項に変更が生じた場合、推進室は、モニターに対し、変更
	報告完了前にモニタリングを実施することのないように要請するものと	報告完了前にモニタリングを実施することのないように要請するものと
	する。その他事由については、事前に推進室に承諾を得るものとす	する。
	<u>5.</u>	
第3項(削除)	モニターは以下の事項を遵守すること。	(削除)
	一薬事法等を遵守し、被験者の秘密を守ること。	
	二 原資料等の直接閲覧については、被験者等から説明・同意文	
	書により承諾が得られていること。	
	三 モニターが被験者等と面接によるインタビュー等の直接接触は	
	行わないこと。	
	四 直接閲覧に供した原資料等のコピーは認めないものとするこ	
	と。ただし、治験調整委員会が心電図記録、画像診断記録等を	
	有用性判定に用いる等、その目的が明確にされている場合は除	
	<u> </u>	
KH Ful		
附 則   (探行期日)	この手順書は、東京 90 年 9 日 91 日 かく 一郊	この手順書は、東京 97 年 4 日 1 日かく一郊東エナス(これまでのみ
(施行期日) 第1条	この手順書は、平成26年3月31日から一部改正する(これまでの改まなの経緯については、この手順書の具ま見に記載のよれり)	
弗 ↓ 宋	訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり)。 	訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり)。